

平成26年

第1回市議会定例会 議案第59号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正について  
函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年函館市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「温泉事業」を「温泉事業および売電事業」に改める。

第3条第2項第1号に次のように加える。

ウ 売電事業

出力 200キロワット未満

第4条第1号中「および温泉事業」を「ならびに温泉事業および売電事業」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

水道事業に附帯する事業として売電事業を設置するため